平成２２年（フ）第１７５号
埼玉県熊谷市久保島1367番地３
債務者　髙橋　治雄（旧姓木下）
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７１４６号
大阪市平野区瓜破７丁目１番24号　レオパレスＲｅｌｏａｄ204
債務者　市田　智子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６７号
大阪市天王寺区生玉町10―20―315、住民票上の住所大阪市天王寺区生玉町10番20―309号
債務者　古田　重二
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１２９号
大阪市北区天神橋８丁目４番５号　レア・レア梅田６番館　８Ｆ号室
債務者　太田　正恵
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５９３号
大阪府交野市幾野４丁目12番402号
債務者　岡本　吉司
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１０２号
大阪市生野区鶴橋４丁目12番17号　ポニーマンション502号
債務者　片山　貴生
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１０６号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番２―1212号
債務者　畑中　辰夫
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１０７号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番２―1212号
債務者　畑中　綾
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２３号
大阪市港区港晴２丁目８番15号　共栄マンション205号
債務者　高岡　健一
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２４号
大阪市港区港晴２丁目８番15号　共栄マンション205号
債務者　高岡れい子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７２３号
大阪府八尾市南本町３丁目１番12号
債務者　長尾　　猛
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２１号
大阪府東大阪市友井５丁目２番50―303号
債務者　森田まゆみ（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２００号
大阪府大東市三住町10番21号飯田文化205号
債務者　金森　保夫
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１０号
大阪市住吉区苅田７丁目12番19―504号
債務者　川北　湖代
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１４号
大阪府豊中市刀根山５丁目３番Ｂ１－９号
債務者　藏本　文夫
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２７３号
大阪府豊中市原田中１丁目14番32―316号
債務者　吉田商会こと　吉田　憲和
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２７４号
大阪府豊中市原田中１丁目14番32―316号
債務者　吉田美惠子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部